

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

〈1997年5月16日 全国労働金庫協会 1996年度第12回理事会で決定〉

》ろうきんの基本姿勢～ろうきんは「はたらく人」たちの金融機関～

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合って
つくった協同組織の金融機関です。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりを目指
しています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されていま
す。会員は平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員自らの活動と
協同組織の運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。
しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預りした資金は、住宅や車の購入・教育・
結婚資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

》ろうきんの事業運営3原則

非営利の原則

直接奉仕の原則

政治的中立の原則

ろうきんの目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行と明確に区分されています。また、ろうきん
は労働金庫法に定められた目的や原則に基づいて事業方針等を策定し、さまざまな施策を実施しています。

労働金庫法

(目的) 第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団
体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上
に資することを目的とする。

(原則) 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事
業を行ってはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

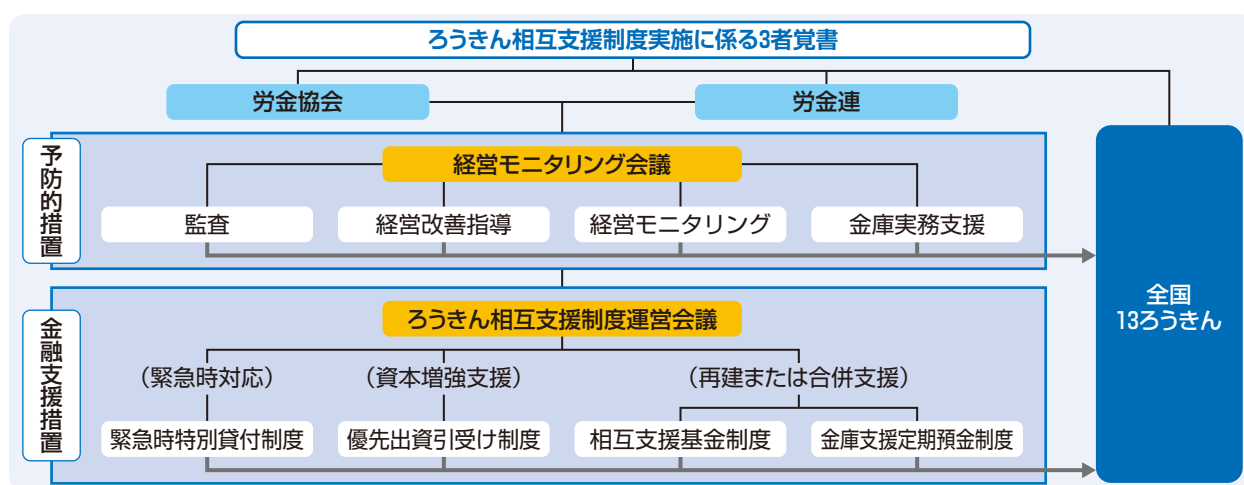
ろうきんの理念と基本姿勢

≫ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じた労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営を支援します。



≫全国ろうきんの概要 (2026年3月末現在)

	全国ろうきん(13金庫)
店舗数	590店
常勤役員数	11,146人
団体会員数	46,160会員
間接構成員数	12,100,324人
出資金	967億円
預金残高	23兆621億円
貸出金残高	16兆3,118億円

※預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

